

「通信・放送の在り方に関する懇談会」第7回会合資料

御質問への御回答



平成18年3月22日
K D D I 株 式 会 社

* 組織名等の敬称は省略させていただいております。

回答 1 : ユニバーサルサービスとデジタル・ディバイド	—	P 2
回答 2 : 次世代ネットワークのオープン性	—	P 3
回答 3 - 1 : 固定電話網の IP 化等	—	P 4
回答 3 - 2 : 光ファイバ	—	P 5
回答 4 : FMC	—	P 6
回答 5 / 6 / 7 : 通信放送融合	—	P 7

御質問

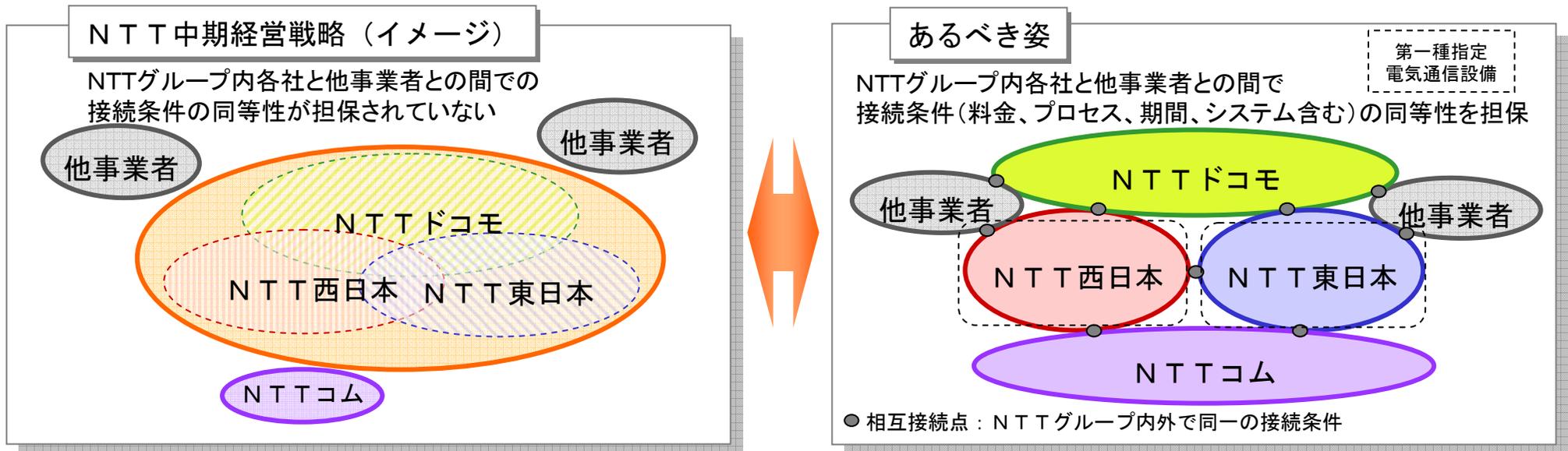
◆政府のブロードバンドゼロ解消方針について見解如何。また、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすることについて見解如何。

1. IT戦略本部の「IT新改革戦略」では、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消することが目標とされており、実現に向けた方策として、民主導原則の下、国による支援の必要性が謳われている。当社もブロードバンドサービスを積極的に展開し、ユビキタス化推進の一翼を担う所存。
2. 現行のユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠な音声通話の提供を全国あまねく維持するものと理解。国民生活向上（機会均等）のためのブロードバンド展開等は、本来、公的支援が必要であるデジタル・ディバイドの問題であり、これをユニバーサルサービスに含めるかどうかについては、総合的に検討する必要あり。
3. ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとするのであれば、技術中立性と競争中立性の観点を踏まえ、具体的な内容（光ファイバやワイヤレスブロードバンド等の様々な技術・サービス）を検証する必要あり。
競争を通じた効率的事業展開の観点を踏まえつつ、高コスト地域への公的支援の在り方を整理した上で、最も適切な組合せについて幅広い検討が望ましい。

御質問

◆次世代ネットワークにおけるオープン性の確保等の公正競争条件の整備について見解如何。

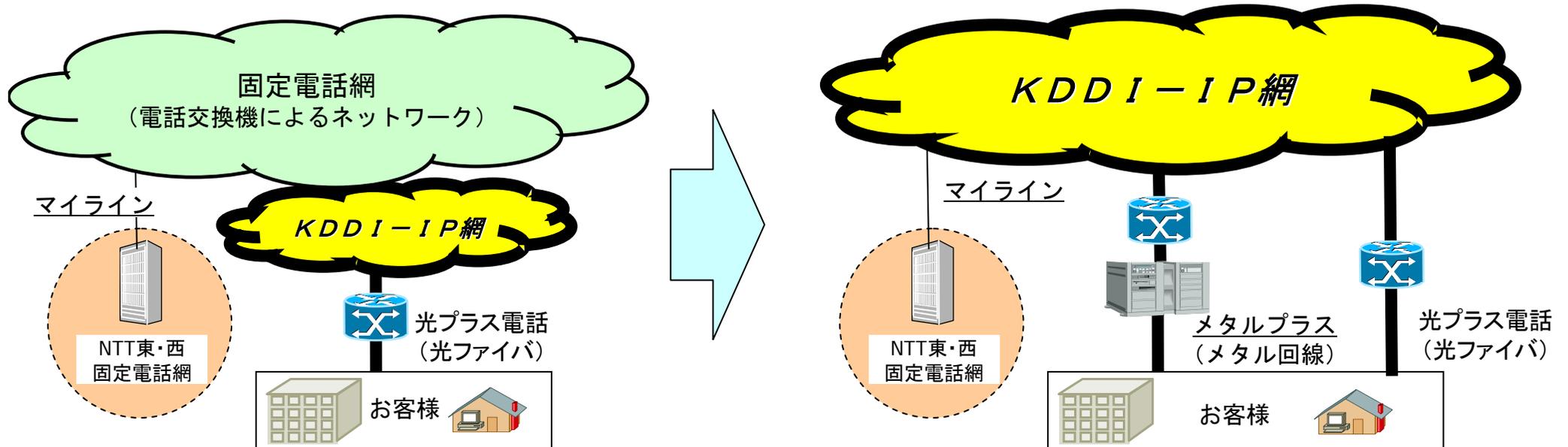
1. アクセス領域での競争がより重要になるIP時代も、ボトルネック保有の構図は不変。
 ⇒ IP網間の公正な接続条件の確保は、電話時代と同様に不可欠。
 ⇒ 光ファイバ同様、NTT東・西の次世代網を第一種指定電気通信設備の対象とし、接続条件を約款化の対象とし、他事業者への開放を義務付けるべき。
2. 全ての競争事業者が対等にNTT東・西のアクセス網に接続できる環境に。
 ⇒ アクセス網への接続の真の同等性を実現するには、NTT東・西アクセス部門の分離が必要。



御質問

◆ KDDI は、NTT による中期経営戦略の発表より前の一昨年 9 月に、固定電話網 I P 化計画を発表されているが、この計画の狙いは何か。全国規模のインフラ設置会社として、NTT に対抗していくと考えてよいか。

1. 当社の固定電話網 I P 化計画は、2008 年までに I P 技術を活用して当社中継網の抜本的な再構築を行うもの。具体的には、従来の固定電話網を全て I P 網に置き換える予定。
2. 2008 年の時点でも全国で 2,000 万世帯以上のお客様が、加入電話回線を使用されるものと想定。フル I P 化と併せて、メタルプラス（直収電話サービス）により、光ファイバ等のブロードバンドをご利用にならない方も含めた全てのお客様に、最新技術のメリットを享受していただきたいと考えている。



御質問

◆光ファイバの開放義務の在り方という観点から、KDDIが包括提携した東京電力が有する光ファイバの開放について見解如何。

1. NTTの光ファイバは、メタル回線と同様、通信事業用に敷設されたものであり、独占時代に国民負担で敷設された線路敷設基盤を活用。
自前敷設で地域限定的に敷設され、補完的な役割に止まらざるをえないその他の光ファイバとは位置付けが異なる。
2. 当社は、東京電力が所有する光ファイバの取り扱いについてお答えする立場にない。
なお、ノンドミナント事業者である当社の光ファイバ（東京電力から調達したものを含む）の他事業者への提供については、これまでと同様にビジネスベースで提供していきたい。

御質問

◆ F M Cの実現に当って、他の固定系事業者に対して a u 網の開放を行うことについて見解如何。

1. 移動体事業者の網の開放は、各事業者が自由な経営判断によることが原則。
ドミナント事業者（※）には一定のルールが適用されるべきであるが、 a u はノンドミナント事業者。
2. 当社の F M C についても、民民の合意に基づくビジネスベースの枠組を想定。

※過半のシェアを占め、市場支配力を有する事業者

F M C の実現方法

サービスベースの場合

ネットワークベースの場合

- お客様利便は向上するか？
- 互恵的な枠組か？

- お客様利便は向上するか？
- 周波数を効率的に利用できるか？
- 技術革新につながるか？

民民の合意に基づくビジネスベースの枠組

御質問

- ◆映像コンテンツの流通について、著作権の在り方など現状の問題点と、解決すべき点に係る見解如何。
- ◆通信事業者による放送コンテンツの配信事業への進出について見解如何。
- ◆映像コンテンツのインターネット配信に係る規律について見解如何。

1. 当社は、電気通信役務利用放送事業者として光ファイバを用いて行うIPマルチキャスト放送で、有線放送事業者と同様の地上波同時再送信を行うことを希望しているもの。現状の主な問題点は、著作権処理が事実上困難であること。
⇒ IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置付けを、有線放送と同じにすることが必要。
2. 通信事業者／放送事業者の区別に関わらず、放送コンテンツ配信に係るお客様の選択肢が増えることが理想的。
なお、NTTグループの通信事業における市場支配力が放送事業へ拡大しないよう、一定のルールを設けることが必要。
3. インターネット配信に際しては、著作権の担保等に配慮しつつ映像コンテンツの利活用を促進することが必要。